

ることあり、当委員会としてはこの細部につき慎重に審査した結果、今後理事者として調査研究の上、改正方向で努力願うこととして本件を採択とすることに決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり採択されますようお願いいたします。まして補足説明といたします。

なお、陳情第三号、第四号の審査中、特に建設委員長にご出席を願ひ傍聴していただいたことをご報告申しあげまして説明いたします。

議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員会報告に対する質疑を行います。

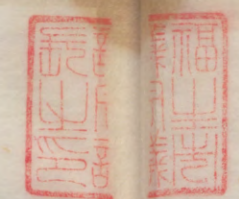
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。陳情第四号に対する委員会報告は採択と決定であります。

本件は委員会報告どおり決することに異議ございませんか。

福生市議会



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて陳情第四号は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

議長（石川信義君） これより暫時休憩いたします。

午前十時二十七分 休憩

午後零時 開議

副議長（高波 忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長石川信義君から議長の辞職願ひが提出されております。おはかりいたします。この際議長の辞職許可についてを日程に追加し議題とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（高波 忠君） ご異議なしと認めます。よつて議長の辞職許可については日程に追加し議題とすることに決定いたしました。追加日程第一議長の辞職許可についてを議題といたします。



議長選挙
議長の
辞職許可
第三臨
第百目
議長選挙
議長の
辞職許可
百
副議長選挙
議席変更
常任委員
選任

おはかりいたします。本件については議長石川信義君の一身
上に関するものであり、地方自治法第百七条の規定により除付
いたしたいと思ひますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高波 忠君) ご異議なしと認めます。 ようて石川信義君を
除付することに決定いたしました。

(二十四番石川信義君退席除付)

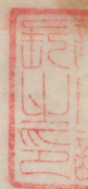
○副議長(高波 忠君) 事務局長をして辭職願を朗読いたさせます。
(古谷議会事務局長朗読) 省略

○副議長(高波 忠君) 朗読は終了しました。
おはかりいたします。本件については願ひ出のとおりこれを許可
することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高波 忠君) ご異議なしと認めます。 ようて石川信義君
の議長の辭職を許可することに決定いたしました。

(二十四番石川信義君入場)



○副議長(高波 忠君) これより暫時休憩いたします。

午後零時二分 休憩

午後四時十一分 開議

○副議長(高波 忠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際会期の延長についてを日程に追加し議題といたしたいと
思ひますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高波 忠君) ご異議なしと認めます。 ようて会期の延長
についてを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程第二会期の延長についてを議題といたします。

この際会期を六月五日まで延長いたしたいと思ひますがこれ
にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高波 忠君) ご異議なしと認めます。 ようて六月五日までの

四日間延長することに決定いたしました。

副議長（高波 忠君） おはかりいたします。明二日から四日までの三日
間休会いたしたいと思いましたがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（高波 忠君） ご異議なしと認めます。よって明二日から四日
までの三日間休会とすることに決定いたしました。

副議長（高波 忠君） 本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと
思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（高波 忠君） ご異議なしと認めます。よって本日はこれをも
って延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月五日午前十時から開く予定でありま
すが、会議規則の定めにより、休会中でも開くこともありま
すのでご承知願います。

副議長（高波 忠君） 本日はこれをもって延会いたします。

午後四時十三分 延会



福生発第八百号

昭和四十九年五月二十五日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川 常太郎 印

昭和四十九年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十九年五月二十五日付け福生市告示第二十号（別紙参照）をもつて昭和四十九年第三回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



福生市告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第三回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年五月二十五日

福生市長 石川 常 太 郎 印

一 期 日 昭和四十九年六月一日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- 1 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 2 請願第九号 福生市の教育諸条件の改善に関する請願書
- 3 請願第三号 給食費の父母負担軽減に関する請願書
- 4 陳情第三号 道路工事の前払金制度の実施および昭和四十九年度道路工事の早期発

注に関する陳情書

- 5 陳情第四号 公共工事標準請負契約約款に関する陳情書
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任
- 8 一部事務組合議会議員の選挙

写

福庶発第八百一号

昭和四十九年五月二十五日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十九年第三回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。
一 議案第四十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例



福議発第八十六号

昭和四十九年五月二十七日

殿

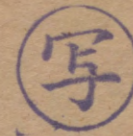
福生市議会議長 石川 信義

議案説明員の出席要求について

昭和四十九年第三回福生市議会臨時会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日	時	六月一日(土)	午前十時
二場	所	福生市議会議場	



福監発第 480 号

昭和49年5月1日

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

塩 野 鉄之助 印

昭和49年3月分例月出納検査実施結果報告

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、つぎのとおり報告します。

1. 実施期日 昭和49年4月30日
2. 実施場所 第二庁舎二階会議室
3. 対象期間 昭和49年3月1日から昭和49年3月末日まで
4. 出席委員 山 下 久 吉 塩 野 鉄之助
5. 検査対象 3月中における収入役、企業出納員の権限に属する現金の収納状況並びに関連事項
6. 検査結果 3月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果3月末日における収支の状況は別表のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

昭和49年3月分歳入歳出調(昭和48年度)

会計別	区分	2月 末 有 高	歳 入	歳 出	3月 末 有 高
一 般 会 計		(150,000,000) △12,157,067	510,290,586	747,263,778	(300,000,000) △249,130,259
国 保 会 計		14,466,896	46,466,866	20,581,629	40,352,133
質 屋 会 計		181,480	260,660	287,592	154,548
区画整理会計		46,113,498	46,58,764	27,179,874	23,592,388
公共用地会計		1,867,697	1,443,754	0	3,311,451
用品調達基金		461,953	2,470,560	2,511,417	421,096
公益質屋基金		157,500	2,348,500	2,285,500	220,500
土地開発基金		118,436,305	0	2,493,610	115,942,695
庁舎増築基金		23,000,000	0	0	23,000,000
小 計		(150,000,000) 192,528,262	67,939,690	802,603,400	(300,000,000) △42,135,448
水道事業会計		61,424,360	94,498,251	70,375,907	85,546,704
合 計		(150,000,000) 253,952,622	662,437,941	872,979,307	(800,000,000) 43,411,256

審査報告

請願審査報告書

- | 一件 | 名 | 請願第九号 | 福生市の教育諸条件の改善に関する請願書 |
|----|---------|--------------|---------------------|
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和四十八年十二月十二日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和四十八年十二月十七日 | 午前九時 |

昭和四十八年十二月二十日	午前九時
昭和四十九年二月二十五日	午前九時
昭和四十九年三月十八日	午前九時
昭和四十九年五月四日	午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、実施方について努力されたい。

右のとおり報告いたします。